

摂津市議会

# 建設常任委員協議会記録

平成19年3月13日

議 会 事 務 局

## 建設常任委員協議会記録

### 1. 会議日時

平成19年3月13日(火) 午後2時30分 開会  
午後2時57分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田平  
委員 本保加津枝 委員 野原修

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

土木下水道部長 山脇 智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行  
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課参事 山口 繁 同課参事 渡場修一  
下水道整備課長 渡辺勝彦

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

### 1. 案件

・流域下水道の一元化について

(午後2時30分 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員協議会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

山脇土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 建設常任委員会終了後、早速、建設常任委員協議会を開催賜りまして、ありがとうございます。

本日の案件につきましては、流域下水道の一元化についてご説明を申し上げるものでございます。よろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の協議会記録署名委員は、本保委員を指名します。

それでは、流域下水道の一元化について、説明をお願いします。

山脇土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 それでは、流域下水道制度の一元化についてご説明申し上げます。

流域下水道制度について、大阪府より提案がされてから、1年が経過しております。

昨年9月11日の当協議会において、昨年7月24日の制度検討会の内容をご説明申し上げましたが、その後の経過について、本日、ご報告申し上げます。

まず、資料番号1のA3版の「流域下水道制度の見直し」をご覧ください。

現行では、大阪府が事業主体としての建設部門を受け持ち、関係市町で構成しております一部事務組合、安威川、淀川右岸流域下水道組合が施設の維持管理部門を受け持つという二元化構成を見直し、大阪府が主体のもと、建設部門と維持管理部門とを一元化に構成し、組織のスリ

ム化を図り、維持管理経費の縮減を図るという内容であります。

次に、今日までの経過についてありますが、平成18年1月に制度検討会として、一元化にした場合の事業運営のあり方について、各流域管理者市向けに説明がございました。

その後、平成18年度に幹事会と制度検討会が開催され、今後のスケジュール、維持管理経費の縮減効果、プロパー職員の身分移管、関係市町による府資本費の一部負担などについて説明がありました。

その具体的な内容であります。スケジュールとしましては、平成18年度、平成19年の2か年において関係市町村と協議・調整し、平成20年度当初より一元化を図るというものでございます。

また、見直し案の後段にあります縮減効果としましては、1点目として、府と下水道組合を統合することによる人件費の縮減、2点目、その他として組合議会費などの縮減、これにつきましては、組合議会経費、監査・特別職の報償金などです。3点目として、消費税納付額の縮減、または還付額の増加が挙げられております。

一方、負担増要素として、1点目として、水質分析業務の外注化に伴う委託費の増加、2点目として、維持管理費に係る一部府補助金の減、3点目として、府と市町村の負担の見直しとして、関係市町村による府資本費の一部負担が挙げられております。

これらを整理した内容で、中央処理区の初年度においては、約1億1,800万円の縮減効果額が見込まれると提示されておりました。

続きまして、3回目の検討会で配付されました資料をもって、説明させていただきます。

資料番号3でございますが、大阪府の説明内容としましては、1ページの会議次第のとおりでございます。1点目が、他流域の状況、6点目にいたしまして、今後の進め方について、以上の6項目の説明がございました。

それでは、資料の2ページ、その次の3ページの府内各流域下水道組合の状況でございますが、府内8流域の状況説明がありました。

猪名川流域につきましては、兵庫県との共同事業ということで、実質的な協議・調整には入っていないとのことでありま

す。淀川左岸流域・寝屋川北部流域におきましては、首長レベルで了解が取れているとされ、次の3ページの寝屋川南部流域につきましては、首長レベルで方向性については了解、大和川下流流域では、制度検討会で協議・調整は終了とされ、また、南大阪湾岸流域の3流域下水道組合では、平成20年4月の一元化に向けた首長会議の実施時期等は調整中となっております。

本市が関わっております安威川、淀川右岸流域は制度検討会で協議・調整中の状況にありまして、以上が府内8流域の状況であります。

資料に記載されておりますように、他の流域のほとんどの組合議会に対しては、大阪府より一元化の説明をされており、府の説明の中では、一方通行の説明で終わった、反対意見もあったという内容がありました。

このことから、資料番号4の去る1月31日に日刊紙に掲載された記事からとは、具体的に他の流域の状況を府から説明を受けることで、進捗した他の流域状況への思慮いたしておりましたことが払拭いたしました。

安威川、淀川右岸流域下水道組合では、未だ、大阪府より説明を受ける状況には至っておりませんが、去る2月28日に、安威川、淀川右岸流域下水道組合議会におきまして、資料番号2にありますように、関係5市1町より、各1名が意見書を議員提出議案として提案され、全員賛成で可決いたしました。

この意見書につきましては、先週の3月5日に組合議会議長と提案説明された木村議員が、大阪府知事、府議会議長、府議会各会派に、この意見書を提出されております。

次に資料番号3の5ページ、6ページをご覧ください。

制度改革に伴う縮減効果につきましては、5ページは安威川、淀川右岸流域下水道組合、6ページは摂津市となっております。平成20年度以降、平成24年度までの5か年分の試算提示がなされ、一元化による人件費の縮減額、消費税の還付額、府資本費の負担額の説明がありました。本市の場合ですと、6ページにありますように5年間の累積効果額は約1億3,300万円の試算がなされております。

次に7ページをご覧ください。

流域下水道協議会（仮称）の設置・運営につきましては、案として、流域ごとに流域下水道協議会を設置し、建設及び維持管理の円滑な運営に資するとされ、組織としましては、協議会、幹事会、実務者会の3部構成とされております。

また、その構成員につきましては、協議会では、大阪府都市整備部長・関係市町村長とし、原則年1回開催するとなっております。

幹事会では、大阪府都市整備部下水道課長、大阪府流域下水道事務所長、関係市町村担当部長で構成し、実務者会では、

大阪府都市整備部下水道課長、大阪府流域下水道事務所長、構成市町村下水道担当課で構成し、幹事会、実務者会とも事業運営状況を勘案し、必要に応じて開催するとされております。

協議・調整事項としまして、建設維持管理に係わる内容については、今後5年間の計画を提示の上、決めていくとされております。

次に8ページをご覧ください。

組合解散に伴う財産処分、事務承継につきましては、公用文書類、未徴収金、歳計現金など、事務承継の対象となる財産と公有財産、物品関係、基金、債権、債務など、財産処分の対象となる財産があり、共に大阪府が承継すると提案されております。

次に9ページをご覧ください。

市町村及び大阪府に身分移管する職員の退職金相当額の算定につきましては、案として提案されており、市町村へ身分移管する職員と大阪府へ身分移管する職員と多少違いがございます。市町村へ身分移管する職員の退職金につきましては、これまで提案されていた内容と今回提案される内容が変わってきております。

この今回提案されております内容は、退職金の計算は、対象給料月額に、退職理由別の勤続年数支給率を乗じて算出することを基本とされております。

また、身分移管先の市町村では、当該職員を定年まで雇用し、定年の場合の退職金を支給することが想定されるとし、平成20年度以降において、身分移管先の負担が過度にならないよう、定年の場合で算定する事にしたいと提案されております。

退職金相当額の確定時期としましては、身分移管先の確定を平成19年夏頃とされ、平成19年度末退職金相当額を算出

し、大阪府及び関係市町村の負担額を確定し、平成19年度中に大阪府と関係市町村が組合に支出し、19年度末までに当該組合から、身分移管先の市町村へ退職金相当額を支払う流れになります。

次に10ページをご覧ください。

大阪府へ身分移管されます職員の退職金としましては、平成19年度末までと平成20年度以降の提案となっております。

平成19年度末までは、組合が退職年度に維持管理経費に算入した上で、予算化し、府と市町村で負担とされ、平成20年度以降は大阪府が退職年度に維持管理経費に算入の上、予算化され、市町村は、その維持管理負担金を負担するとされております。

現行と一元化後の相違としましては、一元化後は、後段の部分でございますが、元組合プロパー職員も人事異動が想定され、維持管理業務に従事した期間のみを対象とすることになっております。

勤続期間の考え方ではありますが、平成19年度までは、元処理区が負担するものとし、平成20年度以降において、流域下水道の維持管理業務に携わった勤続年とされ、勤務先の当該処理区、府・市町村が負担となります。ただし、平成20年度以降において、維持管理業務以外の業務に従事した勤続年数分については、大阪府が負担すると提案されております。

次に、戻りますが資料番号3の4ページをご覧ください。

今後の進め方ではありますが、大阪府としては、当初どおり、平成20年4月より、一元化を実施し、特別会計による組織で事業展開を考えておられます。

大阪府案で示された今後の一元化に向けての取組みとしましては、平成20年度当初より一元化に向けた、市町村長会

議の開催や所用の準備等を示されておりますが、安威川、淀川右岸流域下水道組合を構成しております、5市1町、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、箕面市、島本町において、今回の提示されました内容について、更に検討を重ねてまいり、一元化による負担金の増加が見込まれない内容、市民負担の増とならない内容に努めてまいりたいと考えております。

以上、流域下水道制度の見直し、一元化についての説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

この際、質問がありましたらお受けしたいと思います。

野原委員。

○野原委員 ここに意見書として、木村副委員長が出されてるんですけど、これはこういう意見書を十分な話し合いをもって進めることを要望するという形を書かれておりますんで、これはこれからこの中の議論をされていくんか、大体こういう線を進めていって、当市における負担増といまの消費税の部分が返ってきてプラスになる部分が多いという形のものだけをうけての議論としていくんか、その辺のところちょっとわかりません。

先ほど、20年度以降の負担ですね、人件費が関わってくるとか、今後の話し合いになろうかと思うんですけど、その辺のことと、新聞報道ではもう平成20年から一元化で動き出すというような形にはあるんですけど、いま他市ですね、その辺の動きもどうなっているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 組合議会の方で提出されました意見書に関しまして、ここに2点表現されております。

建設費及び維持管理費を支出する関連

市町の意向が、今後も十分に反映されること。制度の見直しによる地域住民及び職員の負担は避けることとこういう表現になっております。

私どもも関連市町を構成する職員の中で、この一元化が提案されて幹事会も3回開かれている。そのような中で資料番号1番のA3サイズの用紙、右端で現状での関係市町の意見という形で表現させていただいております。このような中で今までいろいろ提案を受けておりますけれども、消費税による縮減効果等について、維持管理費用負担金の流域別積算区分について、資本費の府と市町村の費用負担区分の見直しについて、組合議会に替わる協議会等の組織設置について、流域下水道への派遣職員の解任時期、これは吹田市と高槻市が組合の方へ職員を派遣されてるこの方々が帰る時期をもっと明確にして欲しいとこういう内容でございます。組合職員の処遇、それからやはり、平成20年度以降に流域下水道維持管理業務に従事する職員の退職金の考え方、この辺我々としましても、一元化になることで縮減が図れるということも理解しますけれども、市町村にとって今までの負担増になることは避けてくださいよとこういうような状況です。

人件費につきましても、組合職員の関係で現時点で38名が組合で従事しております。その内訳ですけれども、府派遣職員が1名、市町村から派遣されている職員が8名、プロパー職員が29名おいでです。この29名の構成ですけれども、5名が事務職、24名が技術職という状況になってございます。29名のうち28名は大阪府の方へ身分移管すると。残った事務職の1名、この分につきましては関係市町のどこかで身分を受けて欲しいと、こういう話の状況でございます。

ですから、いま38名のうち8名は関係市町村にお帰りになる。府から派遣されてる1名は当然府の方へお帰りになって、残った29名のうち1名引いた28名が今後の維持管理に従事し、あと大阪府職員もそこに関わってくるという状況で全体的に大阪府の方もスリムに持っていくますよとこういうお話なんで、確かに人件費の方は縮減されるのかなというふうに考えてるところでございます。

プレスで発表されております各市の動向といたしますか、これは資料の中でお示ししましたように8流域の状況、首長レベルで合意をされてるところもございませし、制度検討会の中で協議・調整が進んでるところ、あとは首長に対して、その調整といたしますか、了解をとる時期を調整してるといふような形になっております。

今回、私どもの聞いている話の中で、組合議会の方でこの意見書が採択され、大阪府知事の方へ、あるいは府議会の方へ提出されたら、こういう流れの中でやはり他の流域も、府からいただいている資料ではほぼ合意という状況にありますけれども、また違った内容で動き出されるような心配がございませ。まだこの内容につきましては具体には伺ってはおりませけれども、そういうふうな状況で、一部事務組合を解散するにあたりましてはいろいろ事務手続きもございませし、議会での採決もお願いしなければならないという点もございませ。ですから、いま大阪府の方で平成20年4月という状況でおっしゃっておりますけれども、この平成19年度で、この期間で短縮した形での詰めができるかどうか、この辺が私どもとしまして、関係市町もいろいろ頭を悩ませてる状況でございませ。

今回、2月23日にこの資料の提供を

受けたわけですけれども、この3月中に関係市町、5市1町集まらないかと、もう一度提案されている内容を吟味して、もう一度大阪府の方へ申し上げなければならぬ部分、この辺りを整理してですね、大阪府との調整も図ってまいりたいと、こういうふうな状況で連携をとっているような状況でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 いま言われた形で、これから十分話し合いをもって、我が市にとって、先ほど言われた負担増にならないような形、一元化は流れとしてしょうがないかと思ひますけど、十分な議論していただいて要望していただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

木村委員。

○木村委員 いま野原委員の質問があった中で、ちょっと答弁が欠けている部分があると思うんです。

各市の状況はどうなってるんかということも聞いておられますし、そういう点では、我々が意見書をもった日のその午後の委員会で府議会の中の意見書が出たということ踏まえて一元化の問題について2人の議員が質疑をされたということも報告を受けてませし、それ以後、高槻市議会の中でも3人ほどの議員がこの意見書を踏まえて、一元化の問題について言われたら。また箕面市議会の中でも大越議員がこの意見書にのっかって、一元化の問題にふれられた。いろんな動きが出てきてませし、そういう点では議会の方でそういう形で動いていきますけれどもね、代表質問でも申し上げましたようにこの一元化の問題は我々として何が何でも反対ということではなしにもっともっとやっぱり各自自治体なり府民・市民の理解が得られるような説明責任を果た

すということが主な目的でして、そういう形でいま働きかけをしております。

例えば、これが一元化されていきますと特別会計の方にかわっていきますし、そういう点では数字が隠れていって見えなくなってくるという可能性もありますし、今まで組合の方で努力してきた、例えば、2炉運転を1炉運転にして、いろいろコークスや燃料の工夫もしながら経費の削減を図っていく、そしてまた2炉運転を1炉運転に切り替える中で脱水ケーキの問題等についてもセメント工場の方に引き受けてもらって、その経費の削減を図ってきた。いろんな努力をしてきて今日があるわけですから、そういう点では分担金の問題にしましても、それから市町村の分担金がどうなっていくんかと、一元化されることによって分担金が下がるのであればいいんやけれども、分担金も今までであれば組合議会の中で大いに議論しながら決めていったという経緯もありますけれども、一元化された後は協議会を年に1回程度でやられていって、その中で分担金も決まっていくという形になってきますとやっぱり我々議会あるいは行政が反映されにくいという面もできてきますし、そういう点では議会だけではなしに理事者の方も、私、組合議会では提案理由の説明をしたときにあえて組合議会というのは協議会で大体発言をして本会議では発言をしないということが慣例的だったんですけれども、そこで協議会で話をしたんでは、理事者と言いますか各首長、副管理者としておられますし、そういう人たちにも聞いてもらえないという形で、議長に特にお許しを得て本会議で意見を述べさせていただいて、その中でも各首長が管理者、副管理者でいらっしゃるんやから、我々議会だけでなしに行政の方も一定やっぱり大阪府に統一的

にものを言っていく行動を起こしてほしいということも申し上げておりますし、そういう点ではぜひ摂津市長も副管理者で出ておられますし、これからやっぱり行政としてどういうことをやっていくかということを実際に考えていってもらいたいなということはこの機会に改めて要望しておきたいと思います。

○山本靖一委員長 以上で、本協議会を閉会します。

(午後2時57分 閉会)

署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 本保加津枝